

## 行旅死亡人等葬祭業務委託仕様書

(単価契約)

1 履行期間 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

### 2 業務内容

奈良市内で発生した葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人（以下「行旅死亡人等」という。）の火葬。

- (1) 葬儀に必要な棺及び骨壺等の付属品一式を用意すること。その仕様・規格等については事前に委託者の了承を得ること。
- (2) 委託者から行旅死亡人等の連絡を受けたら、委託者と協議し速やかに火葬場の火葬予約を行うこと。
- (3) 委託者と協議の上で死亡場所（自宅、病院等）又は保管場所（奈良警察署、場合により県内他警察署）から死体等を引き取り、東山火葬場へ移送すること。原則火葬場へ直接移送することとするが、火葬予約の日時、火葬場への事前入場の可否等の事情により保管を要する場合は、受託者の事業所で保管を行うこと。
- (4) 保管に際し必要に応じてドライアイス・薬品・冷蔵庫等を受託者が準備し対応すること。
- (5) 火葬に際し必要な書類については委託者が準備し、死体等引き取りの際等に死体火葬許可証を受託者に引き渡すものとする。受託者は死体等の火葬場への移送時に死体火葬許可証を火葬場に提出し、死体等を火葬場に引き渡すこと。

### 3 業務上の留意事項

- (1) 受託者は貨物自動車運送事業法に基づき、一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定）として国土交通大臣から許可を受け、霊柩車等により遺体を搬送できる者であり、かつ葬祭専門業者であること。
- (2) 受託者は遺体を安置する保管所を有している者であること。
- (3) 受託者は、受託した業務の全部または一部の処理を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用しないこと。
- (5) 受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、奈良市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (6) 業務遂行上の詳細及び付随する作業にあたっては、保護課の指示に従うこと。

- (7) 警察署や病院等からの死体等の受け入れについては、当該関係機関とも調整を図り円滑に実施すること。
- (8) 受託者の事業所で遺体保管を要する場合も契約金額で履行すること。
- (9) 受託者は、常時、行旅死亡人等の取り扱いに必要な人員、諸材料、車両等を準備し、その業務に直ちに取り掛かれるとともに、委託者と連携し迅速かつ柔軟に処理に当たること。
- (10) 一時期に複数件の行旅死亡人等が発生しても、対応すること。
- (11) 死体等の取り扱いについて、死者に対する礼が失われることのないように十分留意し、衛生的かつ適切な管理を行うこと。
- (12) 副葬品の納棺については安全に配慮し、ご遺骨、火葬炉設備の損傷原因となりうるもの、大気汚染、公害の原因となりうるものについては、納棺しないこと。

#### 4 年齢による取扱区分

行旅死亡人等は、年齢（年齢不詳のときは死体検案書等の推定年齢による）が満10歳より大きい者と満10歳以下の者に区分し、委託料を支払うものとする（満10歳以下の者の取扱は満10歳より大きい者の取扱単価の8割（端数は切り捨て））。

#### 5 予定数量

- (1) 大人（満10歳より大きい者） 9件
- (2) 小人（満10歳以下の者） 1件

上記小人については、過去3年間に実績は無く、履行期間内に取り扱いが発生しない可能性がある。

#### 6 委託費用

死体の保管、葬祭に付随するすべての費用は葬祭委託費用に含まれる。

#### 7 支払方法等

- (1) 毎回の葬祭業務終了後に委託業務実施報告書を提出すること。
- (2) 毎回の葬祭業務完了を確認後、請求書に基づき支払う。単価契約は内税とする。なお、行旅死亡人等の遺留金を委託料の一部又は全部に充てる場合があるため、奈良市役所内保護課事務所等での現金領収にも対応すること。